

佐賀県告示第三百十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により次のとおり告示し、同条第二項の規定により当該都市計画の図書を佐賀県県土づくり本部まちづくり推進課において縦覧に供する。

平成二十二年九月十七日

佐賀県知事 古 川 康

一 都市計画の種類

小城都市計画道路 三・四・一号 小城駅千葉公園線

二 都市計画を定める土地の区域

- (一) 追加する部分 なし
- (二) 削除する部分 なし